

平成三十年度第一回（四月）

諫早市農業委員会総会

議事録

平成30年度諫早市農業委員会 第1回總會議事録

1 開催日時 平成30年4月27日(金) 開会 午後3時00分 ~ 閉会 午後5時10分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊
会長職務代理者 19番 小森俊夫
農業委員

1番 池田つや子	2番 久保 繁	3番 中尾貞治
4番 久本純造	5番 立森和富	6番 前田貞松
7番 末永 進	8番 菅原篤博	10番 山口勇満
11番 西村ふじ子	12番 馬場誠治	13番 増山太夫
14番 横田親紀	15番 澤久 進	16番 西尾正信
17番 池田武弘	18番 野副栄治	

4 欠席委員 (1人)

9番 小川秀幸

5 出席推進委員 (33人)

(本野・中央)	石原忠幸	中野昭一	野口優道	
(長 田)	緒方和久	金原憲昭	辻 広巳	中村秋則
	毎熊隆司			
(小栗・真津山・有喜)	江口 進	酒井政幸	中村清人	
(多 良 見)	小林賢司	辻 秋義	林田裕敏	松尾祥吉
(飯 盛)	上原元治	堀口健二	松尾光郎	
(小 野)	内田繁男	古賀昭三	林 健十郎	
(森 山)	江崎義明	陣野孝雄	山口廣三	
(高 来)	泉野政則	江川幸喜	周防克己	田淵勇二
	山崎 優	中島豊志		
(小 長 井)	島田知昭	永淵節夫	横田穂積	

6 欠席推進委員 (5人)

(本野・中央)	小川政吉	
(多 良 見)	林田正弘	辻本清文
(飯 盛)	馬場秀司	
(小 長 井)	松下武彦	

7 付議事件

- 第1号 平成29年度事業報告承認の件
- 第2号 平成30年度事業計画（案）承認の件
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件
- 第8号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

8 報 告

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農業用施設届出書受理の件
- 第6号 農地改良届出書受理の件
- 第7号 非農地通知届出書受理の件

9 そ の 他

10 事 務 局

局長 池松 弘 次長 寿柳知己 主任 土井幸徳 主任 田中正和
事務職員 馬場正二郎

11 議 事

（開会）

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第1回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総
会が成立していることをご報告いたします。

なお、9番・小川委員、から欠席の届出がっております。

以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規
定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議なしということでありますので、議事録署名人に2番・久保委員、11番・西村委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は、簡明に、議題外又はその範囲を越えないように願います。

(議案第1号) それでは、議案第1号「平成29年度 事業報告承認の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第1号「平成29年度 事業報告承認の件」を説明します。

事業概要の報告

平成29年度は、改正農業委員会法に基づく組織の改変があり、7月から農業委員20名と新たに設けられた農地利用最適化推進委員38名で業務を行った。

改正農業委員会法では、今までの法令業務に加え、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進という農地等の利用の最適化が重点項目として位置づけられている。

農業委員、農地利用最適化推進委員による農地の利用状況調査の結果に基づき、遊休農地の所有者には利用意向調査、荒廃農地の所有者には非農地通知、戸別訪問によるアンケート調査等を実施した。

さらに「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、中長期的な目標を定め、毎年の活動計画の指標とすることとした。

また、老後の生活安定を図るための農業者年金への加入推進活動を行い新規加入の確保に努めた。

なお、項目ごとの活動等については、以下に記載のとおりです。

1 会議の開催

(1) 総会

4月の総会においては、平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画(案)、並びに農地法等に基づく各種申請などについて審議を行った。

また、毎月の総会においては、農地法等に基づく各種申請書の審議のほか、市から意見を求められた農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の審議や農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する回答などを行った。

(2) 地区別協議会

地区ごとに協議会を開催して関係議案等について、現地に精通した農地利用最適化推進委員の意見を聴取し審議を行った。

(3) 運営委員会

農業委員会の運営方針及び活動計画のほか、市に対する意見書(案)についての協議を行った。

2 農地関係業務

(1) 農地法等関係業務について、提出された各種申請書及び添付書類の受付・点検審査等を行い、総会の審議結果に基づき申請者に許可書等を交付し適正な事務処理に努めた。

(2) 農地利用状況調査については、市内全地域の農地を対象に、担当地区ごとに現地調査をし、遊休農地の所有者等に農地の活用を指導するとともに、農地利用意向調査を実施し、貸付け等の意向を確認し、農地中間管理事業等を利用する所有者等の情報を市等へ提供を行い、関係機関等で連携し借受け希望者へのあっせんを行った。

(3) 農地の流動化推進については、貸し手、借り手からの農地のあっせん依頼を受け、認定農業者等の担い手に対し農業経営の向上・安定のため利用集積に努めた。

(4) 遊休農地対策については、規模拡大を図る認定農業者及び農地所有適格法人からのあっせん依頼を受け、利用状況調査資料や農地地図情報システムにより適地を調査し、遊休農地の解消に努めた。

また、規模拡大を図る認定農業者等と遊休農地とのマッチングを関係機関等と連携し随時行った。

3 農政関係業務

(1) 農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取組みについては、5月の総会で承認した「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき活動を実施した。

(2) 農業の担い手支援については、認定農業者の農業経営改善計画認定審査会で、指導・助言を行った。

(3) 農業後継者等への相談・支援については、市や関係機関等と連携し、営農計画等の指導・助言を行った。

また、法人化や企業の農業参入相談については、県農業会議及び関係機関等と連携して、農地所有適格法人の要件等の説明や農業経営等の指導・助言を行った。

(4) 農業者年金の加入推進については、平成28年度から新たな活動として「加入者累計13万人に向けた後期2ヵ年強化運動」に全国一斉に取組むこととなり、9月27日には農業者年金推進部長会議を開催、11月には地区別協議会において農業者年金制度の知識を深めるための勉強会や加入推進対象者等の情報共有のため、農業協同組合各支店担当者との農業者年金加入連携会議を開催した。

認定農業者や家族経営協定締結者等を対象に農業協同組合等と連携し、戸別訪問を実施した結果、加入目標を達成することが出来た。

(5) 家族経営協定の締結推進については、関係機関等と連携し、4家族の新規協定締結や7家族の協定見直しを行った。

(6) 女性農業委員の活動支援については、女性農業委員の地位向上と情報交換を図ることを目的として、1月31日に第4回ながさき女性農業者の集いが開催され、県内女性農業委員の活動強化と地域を越えた交流や情報交換に取組んだ。

(7) 広報業務については、8月と1月に「農業委員会だより」を発行し、制度改革に伴い7月20日から新体制へと移行した新たな農業委員20名と農地利用最適化推進委員38名の紹介や、耕作放棄地利用促進事業助成金、農地利用意向調査の実施及び農業者年金制度などの広報に努めた。

(8) 全国農業新聞の購読推進については、農業委員及び農地利用最適化推進委員全員で購読をし、認定農業者や農地所有適格法人等に対しても新規購読の推進に努めた。

4 行政機関等への意見書の提出について

農地利用の最適化に関する意見については、11月に会長外7名の委員が参加し、市に対して「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出を行った。

5 農地賃借料情報提供について

賃借料を調査し、市ホームページに掲載している農地賃借料情報を改訂し、情報提供を行った。

6 委員研修について

新制度に移行した熊本県荒尾市農業委員会へ移行後の運営方法や遊休農地の解消事例等について視察研修を行った。

また、関係機関が開催した研修会等については、農業会議等が開催した「県央地区農業委員研修」や「県央地区農業委員会職員研修」に出席するとともに、本市農委員会として農地中間管理事業について独自の研修会を開催した。

また、別綴にしています諫早市農業委員会平成29年度事業報告資料をご覧ください。

概略の説明を致します。

1 会議の開催

- (1) 総会の開催日、開催場所、審議等件数
- (2) 地区別協議会の開催状況
- (3) 運営委員会の開催等について記載しています。

2 農地関係業務

(1) 農地法関係

①農地法第3条関係について農地の売買、贈与、交換等について、件数、面積等を記載しています。

3ページをご覧ください。

②農地法第4条関係

ア 農地法第4条関係の市街化区域内の届出について

4ページには、

イ 農地法第4条関係の許可について、項目ごとに件数、面積等を記載しています。

5ページをご覧ください。

③農地法5条関係

ア 農地法5条関係の届出について

6ページには、

イ 農地法5条関係の許可について項目ごとに件数、面積等を記載しています。

次に7ページには、

④農地法第4条・第5条の許可処分の取消

農地法第4条・第5条の許可処分の取消件数、面積について

⑤非農地通知は（申出分）

⑥非農地通知は（一括分）として、筆数、面積を記載しています。

⑦農地法第3条の3第1項関係（農地の相続による所有権取得の届出）

⑧農地法第18条関係（合意解約）について、筆数、面積を記載しています。

⑨諸証明関係の件数を記載しています。

次に8ページをご覧ください。

(2) 農業経営基盤強化促進法関係

①所有権移転、

②利用権設定（新規）

③利用権設定（再設定）

④農地中間管理事業について、設定年数、件数、面積等を記載しています。

(3) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく諮問に対する回答

①農用地区域の変更

②農用地区域への編入の件数、面積等を記載しております。

9ページにつきましては、年間の議案・報告の件数一覧でございます。

次に10ページをご覧ください。

3 農政関係業務として

◎農業担い手支援

○認定農業者関係

○県央地域農業振興協議会関係

○新規就農、法人化関係等相談について、会議等の開催日、会議名称等を記載しています。

次に11ページから

◎農業者年金関係の会議について、会議等の開催日、会議名称等を記載しています。

12ページには、

◎農業者年金関係（加入推進状況）及び受給者状況を記載しています。

13ページには、

◎女性農業者に対する支援といたしまして、会議等の開催状況を記載しています。また、

◎家族経営協定の締結状況を記載しています。

次に14ページには、

◎広報業務として、

- 農業委員会だよりの発行状況
- 全国農業新聞購読推進業務の購読部数
- その他関係諸会議を記載しています。

次に15ページには、

4 意見書の提出の実施として

昨年11月20日に提出しました意見書の提出について意見の内容等を記載しています。

5 研修会等の実施につきましては、

- 研修会の開催日等を記載し、
- 視察研修の受入状況について記載しています。

以上です。

議長 議案第1号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「平成30年度 事業計画(案)承認の件」を議題といたします。

まず、事業方針(案)について、小森会長職務代理者に読上げをお願いします。

会長職務代理者 第2号議案 平成30年度事業計画(案)承認の件を読み上げます。

I 事業方針(案)

わが国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、遊休農地の増大、また、食料自給率の低下など、非常に厳しい状況にある。

このような中、諫早市農業委員会においても昨年7月から改正農業委員会法に基づき農業委員及び農地利用最適化推進委員による新体制で農地利用の最適化の推進に取り組み、本年1月には中長期の目標となる「諫早市農地利用最適化の推進に関する指針」を策定したところである。

農業委員会は地域農業の活性化に向け、農地利用状況調査の調査結果に基づく遊休農地の所有者等への利用意向調査並びに全農家を対象とする農地利用最適化アンケートに取り組み、地域の意向に沿った農地の有効活用を推進し、遊休農地の解消に努めるとともに、農地中間管理事業との連携を図るため農地中間管理機構等への情報提供等を行い、担い手への農地集積・集約化を推進していく。また、新規就農者等への支援を行い、新規参入の促進を図る。

さらに行政機関に対しては、現場活動を行う農地利用最適化推進委員の意見を集約した「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出を行うほか、農業者の老後の生活安定を図るため、認定農業者などの担い手に対して農業者年金の加入推進に積極的に取り組んでいく。

以上、関係団体や関係機関等との連携を図りながら、本市の農業振興と活性化に努める。

平成30年4月27日

諫早市農業委員会会長 山 開 博 俊

議 長 次 に、事業計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 II 平成30年度事業系計画（案）

1 会議の開催

(1) 総会の開催

- ・4月の総会は、平成30年度事業計画（案）及び農地法等各種申請書の審議など
- ・毎月開催の総会は、農地法等各種申請書及び農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の審議など

(2) 地区別協議会

- ・総会で審議する農地法等各種申請書に対する農地利用最適化推進委員への意見聴取と協議及び調査

(3) 運営委員会

- ・平成30年度の事業方針（案）及び事業計画（案）4月開催総会の会議運営、提案、議案の方針等協議及び市に対して行う意見事項の協議等

2 農地関係業務

(1) 農地法等関係業務

- ・農地の権利移動関係申請書・申出書の処理
- ・農地の転用関係申請書・届出書の処理
- ・農地パトロールの実施、違反転用者の指導

(2) 農地流動化推進

- ・農地流動化情報を集約し、農地の有効活用による利用集積の調整活動
- ・相続等による権利取得農地に係る利用集積調整活動

(3) 遊休農地解消

- ・農地の利用状況調査
- ・農地の利用意向調査（農地中間管理事業関連）
- ・遊休農地所有者等に対する耕作指導・通知等
- ・認定農業者等と遊休農地のマッチング（随時）

3 農政関係業務

(1) 農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取組

- ・平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
- ・平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画
- ・平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

(2) 農業の担い手支援

- ・認定農業者協議会の活動支援
- ・認定農業者の掘り起こし活動
- ・認定農業者と農業委員会の意見交換会
- ・認定農業者等への農地の集積

- (3) 農業後継者等への相談支援
 - ・農業後継者への相談支援
 - ・新規就農者への相談支援
 - ・法人化への相談支援
 - ・集落営農組織への相談支援
- (4) 農業者年金業務
 - ・農業者年金制度への加入推進活動
 - ・経営移譲年金受給予定者への受給手続指導
 - ・農業者年金受給者協議会の活動支援
- (5) 家族経営協定締結の推進
 - ・家族経営協定締結農家の掘り起こしと既締結農家の協定内容見直し
- (6) 女性農業者の活動支援
 - ・ながさき女性農業委員ネットワークへの参加
 - ・農業における男女共同参画の推進
- (7) 広報業務
 - ・農業委員会だよりの発行（年2回）
 - ・全国農業新聞へ記事の提供
- (8) 全国農業新聞購読推進業務
 - ・全国農業新聞の購読推進活動
- 4 行政機関等への意見書の提出
 - (1) 市への意見書の提出
 - ・現場活動を行う農地利用最適化推進委員を通じて認定農業者等からの意見を聴取し、農地利用最適化のための意見書を関係機関へ提出
- 5 農地賃借料情報提供業務
 - ・賃借料の調査及び情報提供を実施
- 6 委員研修の実施
 - (1) 農業委員会独自の研修（先進地視察を含む）の実施
 - (2) 関係機関が開催する研修会等への参加
- 7 その他

以上です。

議 長 議案第2号の説明がありました。何かご質問はありますか。
 （「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。
 （議案第3号） それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題
 といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番と2番は借受人が同一の案件です。

1番、小栗地区、小川町の農地1筆、1,755㎡、

2番、小長井地区、小長井町小川原浦の農地1筆、812㎡、計2筆、2,567㎡について、1番は農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れるための、2番は農地の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は4,922㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

田植機やコンバイン等の機械も所有されていて、後継者と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地まで16km内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

3番と4番は譲受人が同一の案件です。

3番、長田地区、高天町の農地2筆、4,637㎡、

4番、長田地区、高天町の農地2筆、5,533㎡、計4筆、10,170㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借5年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は18,492㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクター等の機械も所有されています。また、農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、譲受人の事務所から申請地まで車で40分内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

5番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1,099㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は13,441.57㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターやコンバイン等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に60年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

6番、高来地区、高来町水ノ浦の農地2筆、190㎡の農地の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は5,044㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや選果機等の機械を所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に53年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で5分内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

7番、高来地区、高来町上与・峰・平田の農地9筆、10,967㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借5年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は25,671㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械を所有されていて、家族と一緒に農作業をされてい

ます。また、農業に32年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。8番、高来地区、高来町西平原の農地2筆、119㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は5,078㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや畝たて機等の機械を所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に13年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。9番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、1,032㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は4,328㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械を所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に48年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。10番と11番は譲受人が同一の案件です。

10番、小長井地区、小長井町打越の農地1筆、2,735㎡、

11番、小長井地区、小長井町小川原浦の農地1筆、2,116㎡、計2筆、4,851㎡を農業経営規模拡大を行うため、10番は賃貸借10年で借り入れるため、11番は購入するための申請です。

権利取得後の農地面積は5,995㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

管理機や草刈機等の機械を所有されていて、権利取得後の経営面積は1人でも耕作可能な規模だと思われま

す。以上です。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番・小栗又は小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番と2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、梅を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、3番と4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員補足説明を致します。
3番と4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。
「なし」と言う者あり
- 議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
「異議なし」と言う者あり
- 議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、5番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員補足説明を致します。
5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、麦、露地野菜を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
「なし」と言う者あり
- 議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
「異議なし」と言う者あり
- 議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、6番から8番・高来地域担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員補足説明を致します。

6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯、ブロッコリー、みかんを栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員 委員補足説明を致します。
7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「農業の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
次に、8番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、みかん、露地野菜を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 6番から8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、9番から11番・小長井地域担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。
9番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、玉葱、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員 委員補足説明を致します。
10番と11番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 9番から11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、9番から11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、9番から11番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番についてご説明します。

1番は昭和60年頃、自宅前の農地を駐車場として利用していたため、追認申請です。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

農地区分は、多良見支所から東北東に1kmの位置にあり、市街地近傍の孤立した農地ですので第2種農地とされます。

新たな資金は発生しません。始末書、駐車場の利用計画書も提出済みです。

雨水は自然流下、建物はありませんので日照・通風で周囲の農地への影響は少ないものと思われます。汚水雑排水は発生しません。

2番についてご説明します。

2番は、平成5年頃、自宅裏の農地に擁壁を造った際に残地の農地を宅地の一部として使用していたと追認申請です。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

農地区分は、森山東小学校から東へ1kmの位置にあり、連担している宅地に隣接する農地ですので市街地近傍農地として第2種農地とされます。

立地条件として宅地(478.2㎡)の半分を越さないため既存の施設の拡張として転用可能です。

被害防除ですが、雨水は西側の傾斜地の下にあるU字溝に流れ北側の水路を経由し、東側道路横の水路に放流します。

日照・通風について、隣接地の農地は傾斜地の上側なので影響はないと思われます。

3番についてご説明します。

3番は母親が自宅の隣の農地を昭和47年頃に庭と苗床として使用、平成10年頃には一部を駐車場としてコンクリートで舗装していたと追認申請です。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

農地区分は、飯盛支所から300m以内にある上下水道管が完備された土地ですので第3種農地と思われます。

新しく資金は発生しません。顛末書も提出済みです。

被害防除計画は、現状のまま使用しますので不要です。

雨水は自然流下。日照・通風については構築物がありませんので問題はないと思われます。汚水・生活雑排水は発生しません。

以上です。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

転用後30年経過していますので許可してもやむなしかと思ひます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・森山地域担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

被害防除計画についても隣地農地への影響はないと思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・飯盛地域担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 委員補足説明を致します。
 3番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。
 地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。
 土地利用計画は、農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
 被害防除計画についても隣地農地への影響はないと思われ、20年以上経過しているので許可してやむなしとの協議結果でした。
 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 (議案第5号) 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
 1番は、住宅を建てるための転用申請です。契約は売買。
 資金は融資証明書で確認済みです。
 区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。
 農地区分は、みはる台小学校から南へ500mに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので第2種農地と思われます。
 地積は436㎡、用地選定理由書、隣地との協議書は提出済、都市計画法第29条の申請も済んでいます。
 被害防除は、最高2.6m盛土を行い、土が流出しないように擁壁を設けます。
 平家建ですので日照・通風について隣地の農地への影響は少ないと思われ
 雨水は溜柵を使い、東側の道路側溝に放流、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し同じく東側の道路側溝に接続します。
 2番についてご説明します。
 2番は、現在鉄筋工事業を営んでおり、資材置場が不足しているため、新たな資材置き場としての転用申請です。
 契約は売買。資金は残高証明書で確認済みです。
 区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。
 農地区分は、有喜出張所から北東へ1.6kmに位置し農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので第2種農地と思われます。
 地積は2筆で649㎡、既存の資材置場合わせて1,239㎡となります。
 用地選定理由書、隣地との協議書、事業計画書も提出済みです。

被害防除計画ですが、切土を最高2.5m行いトラックの乗入れ口を作ります。雨水は西側の道路側溝に傾斜を利用して排水します。

建物がありませんので日照・通風に影響はないと思われます。

3番についてご説明します。

3番は、宅地の隣接地を分筆し駐車場用地への転用申請です。

契約は売買。資金は通帳の写しで確認済みです。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

農地区分は、干拓の里駅から北へ180mに位置しますので第3種農地とされます。地積は49㎡、宅地と合わせると379.60㎡です。

被害防除計画ですが、表土を除去し砕石で舗装します。

隣地への日照、通風に変化はないと思われます。

雨水は自然流下。汚水雑排水は発生しません。

4番についてご説明します。

4番は太陽光発電施設用地としての申請です。

契約は使用貸借30年。資金は残高証明で確認済み。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

農地区分は、小江深海出張所から南西に1.1kmの位置にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地ですので、第2種農地とされます。

609㎡の土地に太陽光パネルを168枚設置し、発電量は50kw未満、売買価格は21円です。用地選定理由書、事業計画書も提出済みです。

被害防除計画について、雨水は自然流下。

造成はせず、通路部分に防草シートを設置します。

構築物の高さは1.5m、日照・通風で周囲の農地への影響は少ないものと思われます。汚水雑排水は発生しません。

5番についてご説明します。

5番は、資材置場としての転用申請です。契約は賃貸借、永年。

申請者は長与町に在住、家電のリユース（転売）で海外等へ輸出しています。

転用者はリユース品の転売許可（古美術商許可）を持っており、一般廃棄物、産業廃棄物の運搬許可も持っています。

家電リサイクル法では、電化品を管理する場合は盗難防止のための管理、また、野外保管はできないようになっていますが、リユース品の一時保管についての制限等はありません。

また隣接地は農地でないため隣接農地所有者との協議は不要です。

農地区分は「その他の区域」「農振白地」です。

森山東小学校から南東に1.6km離れた、周囲を宅地と雑種地に囲まれた農地ですので市街地近傍農地、第2種農地とされます。

地積は472㎡、用地選定理由書も提出済みです。

被害防除計画ですが、進入口から申請地の半分までコンクリートで舗装しコンテ

ナ2台設置します。

残りの南側はそのまま利用し駐車場と収集品置場とします。

雨水について北側はコンクリートに傾斜をつけて道路側溝に放流します。

南側は自然流下。日照・通風は周囲に農地がないので影響は少ないと思われます。

汚水・雑排水は発生しません。また東側に高さ1.8mのフェンスを設置します。

盗難の防止として防犯カメラも設置します。

6番についてご説明します。

6番は住宅用地としての転用申請です。契約は売買。

資金は母親からの貸付証明書で確認済み。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

農地区分は飯盛支所から南西に200mの位置にありますので第3種農地と思われれます。

農地2筆合わせて455.22㎡です。隣地との協議書も提出済みです。

被害防除計画ですが、雨水は南側水路に放流します。

土砂の流出を防ぐため土止め工事として擁壁を設けます。汚水生活雑排水は合併浄化槽を設置し、南側水路に放流します。

7番についてご説明します。

7番は自営の大工の資材置場としての転用申請です。

契約は使用貸借。資金は発生しません。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

農地区分は、隣接地に農地がないので市街地近傍孤立農地として第2種農地と思われれます。地積は144㎡用地選定理由書も提出済みです。

被害防除計画書は、申請地をそのまま使用します。

日照・通風に関しては建物がありませんので影響はないと思われます。

雨水は自然流下。汚水雑排水は発生しません。

8番についてご説明します。

8番は平成元年に住宅を建てた際に隣地へ越境していたとの追認申請です。

契約は贈与。資金は発生しません。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小規模の生産性の低い農地ですので第2種農地と思われれます。地積は16㎡、既存宅地と合わせると319.8㎡、始末書も提出済みです。

被害防除計画は、土地の造成はしません。

雨水は北側の水路へ放流します。汚水・雑排水は既存の宅地は下水管に接続しています。

以上です。

議長 議案第5号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画、資金計画との調整ともに農地転用の許可基準を満たしていると思われる。被害防除計画についても隣地農地への影響はないと思われる許可して問題ないとの協議結果でした。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画、資金計画との調整ともに農地転用の許可基準を満たしていると思われる。

被害防除計画についても隣地農地への影響はないと思われる許可して問題ないとの協議結果でした。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員 委員補足説明を致します。

3番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。

土地利用計画、資金計画との調整ともに農地転用の許可基準を満たしていると思われる。

被害防除計画についても隣地農地への影響はないと思われる許可して問題ないとの協議結果でした。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。
4番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。
地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画、資金計画との調整ともに農地転用の許可基準を満たしていると思われる。許可して問題ないとの協議結果でした。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
議 長 (「なし」と言う者あり)
長 質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議 長 (「異議なし」と言う者あり)
議 長 質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
委 員 次に、5番・森山地域担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員補足説明を致します。
5番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。
地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画、資金計画との調整ともに農地転用の許可基準を満たしていると思われる。許可して問題ないとの協議結果でした。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
議 長 (「なし」と言う者あり)
長 質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議 長 (「異議なし」と言う者あり)
議 長 質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
委 員 次に、6番と7番・飯盛地域担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員補足説明を致します。
6番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。
地区の事前協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。
土地利用計画、資金計画との調整ともに農地転用の許可基準を満たしていると思われる。許可して問題ないとの協議結果でした。
次に、7番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。
地区の事前協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
資材置場等の事業計画書も提出され、調整ともに農地転用の許可基準を満たして

いると思われます。許可して問題ないとの協議結果でした。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 6番と7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番・小長井地域担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

8番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区の事前協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画との調整ともに農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

許可して問題ないとの協議結果でした。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 ここで、10分間休憩とします。

(10分間休憩)

議 長 議事を再開いたします。

(議案第6号) 議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、本明町の農地3筆、5,350㎡を農業経営を開始するため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。

申出人は、イチゴの生産を主体に経営される予定です。

2番、小野地区、赤崎町の農地2筆、4,283㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。

申出人は、水稻、麦、玉葱、アスパラガスの生産を主体に経営されています。

3番、小野地区、小野島町の農地6筆、8,577㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

4番は取り下げられましたので、議案書からの削除をお願いします。

5番と6番は借受人が同一の案件です。

5番、高来地区、高来町峰の農地3筆、2, 170㎡、

6番、高来地区、高来町峰の農地2筆、1, 116㎡、計5筆、3, 286㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、アスパラガス、花きの生産を主体に経営されています。

7番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、2, 482㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。

申出人は、花きの生産を主体に経営されています。

8番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、1, 798㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。

申出人は、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

以上、1番～8番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長 1番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第7号) 続きまして、関連がありますので、議案第6号の9番から18番、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第6号の9番、諫早地区、目代町の農地1筆、1, 959㎡を、議案第7号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻、露地野菜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の10番、小野地区、赤崎町の農地2筆、6, 681㎡、11番、小野地区、赤崎町の農地2筆、2, 001㎡、12番、小野地区、赤崎町の農地2筆、6, 629㎡、13番、小野地区、赤崎町・森山地区、森山町田尻の農地9筆、15, 410㎡のうち8筆、11, 444㎡、計14筆、26, 755㎡を議案第7号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の13番、小野地区、赤崎町・森山地区、森山町田尻の農地9筆、15,410㎡のうち1筆、3,966㎡を議案第7号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の14番、小野地区、小野島町の農地24筆、20,605㎡を議案第7号の4番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻、麦、玉葱の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の15番、長田地区、白原町の農地4筆、1,734㎡を議案第7号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、玉葱の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の16番、森山地区、森山町本村の農地1筆、5,900㎡を議案第7号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の17番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、752㎡を議案第7号の7番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻、花きの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の18番、高来地区、高来町東平原の農地1筆、688㎡を議案第7号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、配分計画の変更についてでございます。

既に、農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町田尻の農地8筆、計7,652㎡について、議案第7号の9番により配分する農家の変更を行う農用地利用配分計画です。

新しく、権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、肉用牛（繁殖）の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

契約内容は使用貸借で、貸借期間につきましては、従前の貸借期間の残存期間7年であります。

以上、議案第6号の9番から18番までの申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、議案第7号の1番から9番までに係るの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上です。

議長 議案第6号の9番から18番、また、議案第7号の1番から9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号の9番から18番を許可し、議案第7号の1番から9番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号の9番から18番を許可し、議案第7号の1番から9番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第8号) 次に、議案第8号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件(宇都町)」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第8号「地籍調査事業による農地地目の変更に関する照会の件」について説明します。

今月照会を受けているのは全て市街化区域内である宇都町の分です。

よって全ての地目変更が許可ではなく届出に相当する分です。

議長 議案第8号の説明がありましたので、中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

宇都町は市街化区域内であり、集団的な農地は存在せず、住宅の間にわずかに残された家庭菜園的な規模の農地しかありません。

また今回地目変更をする177筆のうち164筆が県立総合運動公園の分です。

よって地目の変更について問題ありません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案第8号「地籍調査による農地地目の変更」について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、「地籍調査による農地地目の変更」については、「異議なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、「地籍調査による農地地目の変更」については、「異議なし」とすることに決定いたします。

ただいま、決定をいただきました意見は、当委員会の意見として市に回答することといたします。

事務局 はい。議長

議長 事務局どうぞ。

事務局 地区別協議会での質問について、回答を保留していましたがここで回答したいと思います。

議案第8号について、長崎県立総合運動公園内の約12haが今回対象となっているが、全体面積はいくらかとの質問がありました。

確認したところ県立総合運動公園全体の全体面積は、32haですので、今回の対象地は約4割弱となります。

以上です。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件について説明します。

有喜地区から1件、長田地区から各2件、森山地区、飯盛地区から各1件、合計5件出ています。

届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件について説明します。

小野・森山地区から1件、小野地区から3件、飯盛地区、高来地区から各1件、合計6件出ています。

解約理由は、小野・森山地区が、都合により耕作できなくなったため、小野地区が、都合により耕作できなくなったため、耕作者が亡くなったため、飯盛地区、高来地区が、売買するためです。

報告第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件を説明します。

諫早地区から1件の届けが出ています。

泉町の農地3筆 計988㎡の農地に共同住宅を2棟建てる計画が提出されています。

報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件を説明します。

諫早地区から3件、真津山地区から3件、多良見地区から2件、合計8件の届けが出ています。

諫早地区日の出町から、農地346㎡を住宅用地への転用届出が出ています。

既存の宅地205.5㎡と合計551.5㎡で4区画の分譲住宅が計画されています。

諫早地区、永昌町の農地3筆520.01㎡を2区画の分譲住宅地への転用届が出ています。

諫早地区、栄田町の農地12㎡を公衆用道路の拡張の届けが出ています。

真津山地区、小船越町の農地2筆555㎡を一般住宅用地としての転用届が出ています。

真津山地区、真崎町の農地3筆1,258㎡に共同住宅(12戸)の建築のため転用届が出ています。

同じく、真津山地区、真崎町の農地1筆239㎡に一般個人住宅建築のための転用届が出ています。

多良見地区、多良見町木床の農地 1 筆 2 0 8 m²を一般個人住宅建築のための転用届が出ています。

同じく、多良見地区、多良見町木床の農地 1 2 1. 3 1 m²を一般個人住宅建築のための転用届が出ています。

報告第 5 号 農業用施設届出書受理の件につきまして説明いたします、多良見地区に 3 件の届が出ています。

多良見地区、多良見町化屋の農地 1 筆 2 9 8 m²のうち 2 8 m²を農業用水確保のためのボーリング施設用地としての転用届です。

多良見地区、多良見西川内の農地 4 8 6 m²のうち 1 7 6 m²を農業用倉庫を建てるため届が出ています。

多良見地区、多良見町舟津の農地 1 1 4 m²を農業用倉庫を建てるための届が出ています。

報告第 6 号 農地改良等届について説明します。

高来地区から 1 件の届が出ています。

高来地区、高来町小船津の農地 1 筆はあぜ道で分断されており、耕作の利便性を図るためあぜ道を壊す届が出ています。

以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。

議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第 1 号 平成 2 9 年度事業報告の件 1 件。

議案第 2 号 平成 3 0 年度事業計画の件 1 件。

議案第 3 号 農地法第 3 条許可 1 1 件。

議案第 4 号 農地法第 4 条許可 3 件。

議案第 5 号 農地法第 5 条許可 8 件。

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 1 7 件。

議案第 7 号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 9 件。

議案第 8 号 地籍調査による農地地目の変更 1 件。

以上、審議件数は、全部で 5 1 件 ございました。

議長 それでは次に、その他の項目でございしますが、平成 2 9 年度農業委員会互助会決

算報告の承認の件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 平成29年度農業委員会互助会決算の説明・・・・・・（記載省略）

議長 続きまして、監事さんより、監査報告をお願いします。

監事 （監査報告）

議長 平成29年度 農業委員会 互助会決算につきまして、報告がありましたが、何かご質問はありませんか。

議長 （「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、平成29年度 農業委員会 互助会決算については、承認することにご異議ありませんか。

議長 （「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、平成29年度 農業委員会互助会決算については、承認することに決定いたします。

議長 以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

議長 委員さん方から何かご質問等はありませんか。

議長 （「なし」と言う者あり）

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 （事務連絡）

議長 ありがとうございました。

議長 それでは、これもちまして、平成30年度諫早市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

議長 長時間にわたり、ありがとうございました。

議長 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩